

秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第48期)

* 50音順

区分	氏名	現職
公益代表	◎ あかさか 坂 かおる 赤 坂 薫	弁護士
	いとう 伊藤 慎一 伊藤 慎一	秋田大学産学連携推進機構 准教授
	うすき 臼木 智昭 臼木 智昭	秋田大学教育文化学部 准教授
	ながき 長岐 和行 長岐 和行	弁護士
	ほりい 堀井 潤 堀井 潤	特定社会保険労務士
労働者代表	あきば 秋葉 ひろ宏 秋葉 宏	UAゼンセン 秋田県支部長
	いま い 今井 ゆう子 今井 裕子	自動車総連秋田地方協議会 日産プリンス秋田販売労働組合
	ごとう 後藤 まさふみ 後藤 正文	JAM秋田 事務局長
	さとう 佐藤 しんゆき 佐藤 伸幸	連合秋田 副事務局長
	はたけやま 畠山 ゆりこ 畠山 百合子	UAゼンセン 秋田県支部 特別運営評議委員
使用者代表	くらべ 倉部 いなほ 倉部 稲穂	日本精機(株) 取締役会長
	さとう 佐藤 むねき 佐藤 宗樹	(株)ホクシンエレクトロニクス 代表取締役社長
	ほりえ 堀江 しゅうきゆう 堀江 重久	(株)ホリエ 代表取締役
	わかいずみ 若泉 ひろあき 若泉 裕明	東電化工業(株) 代表取締役社長
	わき 脇 まさお 脇 正雄	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
任期	平成31年4月1日～令和3年3月31日 (伊藤慎一委員は、令和2年4月1日～令和3年3月31日) (今井裕子委員は、令和2年4月1日～令和3年3月31日)	

令和元年度秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覽表

開催回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
本 審	元. 7. 2	元. 7. 31	元. 8. 5	元. 8. 7	元. 8. 23	2. 3中止
専門部会	—	元. 7. 31(第1回)	元. 8. 5(第3回)	元. 8. 7(第4回)	—	—
運営小委員会	—	—	—	—	—	—
特別小委員会	—	—	—	—	元. 8. 23	—

公益委員会議	元. 6. 7	元. 9. 18
--------	---------	----------

最低賃金専門部会等

最低賃金区分	秋 田 地 最 低 賃 金 別 域	特 定 最 低 賃 金							
		非 鉄 金 属 製 錬 ・ 精 製 業 非 鉄 金 属 第 1 次 製 錬 ・ 精 製 業 (E 2 3 1) 非 鉄 金 属 第 2 次 製 錬 ・ 精 製 業 (E 2 3 2) (非 鉄 金 属 台 金 製 造 業 を 含 む 。)	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 ・ 電 池 ・ 電 子 応 用 装 置 ・ そ の 他 の 電 気 機 械 器 具 ・ 映 像 ・ 音 響 機 械 器 具 ・ 電 子 計 算 機 ・ 同 附 属 装 置 製 造 業 (E 2 8 (E 2 8 3 2 を 除 く) , E 2 9 5 , E 2 9 6 , E 2 9 9 , E 3 0 2 (E 3 0 2 3 を 除 く) , E 3 0 3)	自 動 車 ・ 同 附 属 品 製 造 業 (E 3 1 1)	自 動 車 (新 車) ・ 自 動 車 部 分 品 ・ 附 属 品 小 売 業 (I 5 9 1 1 , I 5 9 1 3)	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
改正等意向表明の受理日	—	31. 2. 20	31. 3. 7	31. 3. 27	31. 3. 27	31. 3. 27	31. 3. 27	—	—
改正等申出の受理日	—	元. 6. 28	元. 7. 19	元. 7. 29	元. 7. 29	元. 7. 29	元. 7. 29	—	—
改正の必要性の諮問日	—	元. 8. 5	元. 8. 5	元. 8. 5	元. 8. 5	元. 8. 5	元. 8. 5	—	—
関係者からの意見聴取日	元. 7. 31	(意 見 書) 元. 10. 9	(意 見 書) 元. 9. 30	(意 見 書) 元. 10. 1	(意 見 書) 元. 10. 1	(意 見 書) 元. 10. 1	(意 見 書) 元. 10. 16	—	—
改正の必要性ありの答申	—	元. 8. 23	元. 8. 23	元. 8. 23	元. 8. 23	元. 8. 23	元. 8. 23	—	—
最低賃金額改正の諮問	元. 7. 2	元. 8. 23	元. 8. 23	元. 8. 23	元. 8. 23	元. 8. 23	元. 8. 23	—	—
専門部会委員の任命	元. 7. 23	元. 9. 10	元. 9. 10	元. 9. 10	元. 9. 10	元. 9. 10	元. 9. 10	—	—
第 1 回	元. 7. 31	(合 同 専 門 部 会 開 催) 元. 9. 19	(合 同 専 門 部 会 開 催) 元. 9. 19	(合 同 専 門 部 会 開 催) 元. 9. 19	(合 同 専 門 部 会 開 催) 元. 9. 19	(合 同 専 門 部 会 開 催) 元. 9. 19	(合 同 専 門 部 会 開 催) 元. 9. 19	—	—
部	元. 8. 2	元. 10. 9	元. 9. 30	元. 10. 1	元. 10. 1	元. 10. 1	元. 10. 16	—	—
第 2 回	元. 8. 5	元. 10. 17	元. 10. 7	元. 10. 16	元. 10. 16	元. 10. 16	元. 10. 23	—	—
第 3 回	元. 8. 7	—	—	—	—	—	—	—	—
第 4 回	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第 5 回	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第 6 回	—	—	—	—	—	—	—	—	—
会	元. 8. 7	元. 10. 17	元. 10. 7	元. 10. 16	元. 10. 16	元. 10. 16	元. 10. 23	—	—
答	元. 8. 7	—	—	—	—	—	—	—	—
異議申出の受理	元. 8. 13、8. 20	—	—	—	—	—	—	—	—
異議申出の諮問	元. 8. 23	—	—	—	—	—	—	—	—
異議に対する答申	元. 8. 23	—	—	—	—	—	—	—	—
官報公示日	元. 9. 3	元. 11. 21	元. 11. 21	元. 11. 21	元. 11. 21	元. 11. 21	元. 11. 21	—	—
効力発生日	元. 10. 3	元. 12. 25	元. 12. 25	元. 12. 25	元. 12. 25	元. 12. 25	元. 12. 25	—	—

令和元年度 最賃審議会等開催実績

月 日	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		3 月	
	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
1	土		月		木		日		火	自動車製造専門部会 (第2回)	日	
2	日		火	第1回本審(諮問)	金	第2回地賃専門部会 (金額審議)	月		水		月	第6回本審(中止)
3	月		水		土		火		木	(県最賃発効日)	火	
4	火		木		日		水		金		水	
5	水		金		月	第3回地賃専門部会 (金額審議)(答申) 第3回本審(特定諮問)	木		土		木	
6	木		土		火		金		日		金	
7	金	第1回公益委員会議	日		水	第4回地賃専門部会 (金額審議)(答申) 第4回本審	土		月	電子専門部会(第3回) 異議不切(10/23)	土	
8	土		月		木		日		火		日	
9	日		火		金		月		水	非鉄専門部会(第2回)	月	
10	月		水		土		火		木		火	
11	火		木		日		水		金		水	
12	水		金		月		木		土		木	
13	木		土		火		金		日		金	
14	金		日		水		土		月		土	
15	土		月		木		日		火		日	
16	日		火		金		月		水	自動車小売専門部会 (第2回) 自動車製造専門部会 (第3回)異議不切 (10/31)	月	
17	月		水		土		火		木	非鉄専門部会(第3回) 異議不切(11/1)	火	
18	火		木		日		水	第2回公益委員会議	金		水	
19	水		金		月		木	特定最賃合同専門部会	土		木	
20	木		土		火		金		日		金	
21	金		日		水		土		月		土	
22	土		月		木	(異議締切)	日		火		日	
23	日		火		金	第5回本審 第1回特別小委員会	月		水	自動車小売専門部会 (第3回)異議不切 (11/7)	月	
24	月		水		土		火		木		火	
25	火		木		日		水		金		水	
26	水		金		月		木		土		木	
27	木		土		火		金		日		金	
28	金		日		水		土		月		土	
29	土		月		木		日		火			
30	日		火		金		月	電子専門部会(第2回)	水			
31			水	(中賃目安答申) 第2回本審(目安伝達) 第1回地賃専門部会 (意見聴取)	土				木			

令和元年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第1回 本 審	7月2日(火) 15:00～15:40 合庁第1会議室 ・公3労5使4 ・傍聴人7名 ・マスコミ4社	1 秋田県最低賃金の改正決定の諮問について 2 令和元年度審議方針について 3 令和元年度審議日程について 4 その他 ・秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領の変更について ・意見聴取(意見書の提出があった場合)について
第2回 本 審	7月31日(水) 14:30～15:10 秋田市文化会館 ・公5労4使5 ・傍聴人10名 ・マスコミ4社	1 令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達) 2 賃金実態調査結果について 3 その他 ・今後の審議日程(案)について ・意見書について ・専門部会の委員について
第1回 地賃専門部会	7月31日(水) 15:25～17:00 秋田市文化会館 ・公3労3使3 ・傍聴人10名 ・マスコミ3社 (冒頭のみ公開)	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 参考人意見聴取について ・参考人2名から意見聴取 3 秋田県最低賃金の金額審議について ・労使の基本的考え方と金額提示 ・公労・公使会議を開催し、意見を交換した。 4 今後の審議日程について
第2回 地賃専門部会	8月2日(金) 13:15～14:50 秋田第二合同庁舎 ・公3労3使3 (冒頭のみ公開)	1 秋田県最低賃金の金額審議について ・公労・公使会議を開催し、意見を交換した
第3回 地賃専門部会	8月2日(金) 13:25～15:10 合庁第1会議室 ・公3労3使2 (冒頭のみ公開)	1 秋田県最低賃金の金額審議について ・公労・公使会議を開催し、意見を交換した
第3回 本 審	8月5日(月) 15:25～15:35 合庁第1会議室 ・公4労4使5 ・傍聴人6名 ・マスコミ9社11人	1 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) ・必要性の諮問 ・特別小委員会設置の承認

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第4回 地賃専門部会	8月7日(水) 14:20～15:45 合庁第1会議室 ・公3労3使3 (冒頭のみ公開)	1 秋田県最低賃金の金額審議について ・公労・公使会議を開催し、意見を交換したが、労使合意には至らなかった 2 公益委員見解見解(28円引上げて時間額790円)を作成し、採決を行った 賛成5、反対3 採決の結果、賛成多数により、公益委員見解内容で専門部会報告を作成し本審に報告することとした
第4回 本審	8月7日(水) 16:00～16:20 合庁第1会議室 ・公4労4使4 ・傍聴人4名 ・マスコミ11社	1 秋田県最低賃金専門部会からの報告及び改正決定の答申について ・専門部会報告(28円引上げて時間額790円)に基づき答申をすることについて採決を行った 賛成7、反対4 採決の結果、賛成多数により結審し、労働局長へ答申した
第1回 特別小委員会	8月23日(金) 10:00～10:20 合庁第1会議室 ・公3労3使3	1 委員長及び委員長代理の選出について 2 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について ・申出要件の審議の結果、何れも「必要性あり」で合意
第5回 本審	8月23日(金) 10:30～11:05 合庁第1会議室 ・公5労4使4 ・傍聴人3名 ・マスコミ8社	1 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議の申出の取扱いについて ・異議申出10件に対する取扱いを審議した結果、改正決定答申のとおり決定すべき旨を全会一致で議決し答申 2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月19日(木) 秋田県教育会館 15:00～15:50 非鉄 公3労3使3 電子 公2労2使2 自製 公2労3使2 自小 公2労2使3 ・マスコミ1社	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告
第2回 電子部品等専門部会	9月30日(月) 合庁第1会議室 13:30～15:30 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的な考え方と金額提示、金額審議

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第2回 自動車 製造専 門部会	10月1日(木) 合庁第1会議室 14:55~16:00 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示につ いて ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第3回 電子部 品等専 門部会	10月7日(月) 合庁第1会議室 14:55~16:20 ・公3労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>25 円引上げて 833 円とする</u> ことを全会 一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第2回 非鉄専 門部会	10月9日(水) 合庁第1会議室 13:00~14:45 ・公2労3使2 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示につ いて ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第2回 自動車 小売専 門部会	10月16日(水) 合庁第1会議室 9:25~10:45 ・公2労3使2 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示につ いて ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第3回 自動車 製造専 門部会	10月16日(月) 合庁第1会議室 15:00~15:25 ・公3労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>28 円引上げて 873 円とする</u> ことを全会 一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第3回 非鉄専 門部会	10月17日(木) 第2合庁会議室 14:55~17:00 ・公3労3使2 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>20 円引上げて 891 円とする</u> ことを全会 一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第3回 自動車 小売専 門部会	10月23日(水) 第2合庁会議室 13:30~14:25 ・公3労2使2 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示につ いて ・時間額を <u>23円引上げて861円とする</u> ことを全会一致 で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第6回 本審	3月2日(月) 16:30～ ふきみ会館 ・公5 労4 使5 ・傍聴人 名 ・マスコミ 社	1 令和元年度の審議経過と総括について 2 各専門部会等の廃止について 3 その他

中止

**令和元年度特定最低賃金改正の審議経過
(非鉄金属製錬・精製業専門部会)**

1 審議経過

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月19日(木) 秋田県教育会館 15:00～15:50 ・公3労3使3	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程、議題について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告 ・中小企業支援対策事業の説明
第2回 非鉄専門部会	10月9日(水) 合庁第1会議室 13:00～14:45 ・公2労3使2 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第3回 非鉄専門部会	10月17日(木) 第2合庁会議室 14:55～17:00 ・公3労3使2 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額 <u>20円引上げて891円とする</u> ことを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

2 審議結果

- ① 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について（答申）」のとおり。



令和元年 10 月 17 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県非鉄金属製錬・精製業

最低賃金専門部会

部会長 長 岐 和 行

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年 8 月 23 日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

赤 坂 薫

白 木 智 昭

長 岐 和 行

(労働者代表委員)

近 藤 洋 二

佐 藤 伸 幸

成 田 幸 夫

(使用者代表委員)

木 村 鋭

西 村 俊 治

脇 正 雄

別 紙

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間891円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和元年12月25日



令和元年 10 月 17 日

秋田労働局長
甲斐三照 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年 8 月 23 日付け秋労発基 0823 第 4 号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のと通りの結論に達したので答申する。

（別紙省略）

**令和元年度特定最低賃金の審議経過
(電子部品・デバイス等製造業専門部会)**

1 審議経過

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月19日(木) 秋田県教育会館 15:00~15:50 ・公2労2使2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程、議題について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告 ・中小企業支援対策事業の説明
第2回 電子部品専門部会	9月30日(月) 合庁第1会議室 13:30~15:30 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第3回 電子部品専門部会	10月7日(月) 合庁第1会議室 14:55~16:20 ・公3労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>25 円</u> 引上げて <u>833 円</u> とすることを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

2 審議結果

- ① 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定について（答申）」のとおり。



令和元年 10 月 7 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、
電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・
音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業
最低賃金専門部会

部会長 嶋 崎 善 章

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、
その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同
附属装置製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年 8 月 23 日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

嶋 崎 善 章
長 岐 和 行
堀 井 潤

(労働者代表委員)

天 野 義 孝
後 藤 正 文
佐 藤 成 樹

(使用者代表委員)

佐 藤 宗 樹
瀧 澤 薫
若 泉 裕 明

別 紙

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 電池製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) その他の電気機械器具製造業
- (5) 映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）
- (6) 電子計算機・同附属装置製造業
- (7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (8) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間833円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和元年12月25日



令和元年 10 月 7 日

秋田労働局長
甲斐三照殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子
応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械
器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改
正決定について（答申）

当審議会は、令和元年 8 月 23 日付け秋労発基 0823 第 4 号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のとおり結論に達したので答申する。

（別紙省略）

令和元年度特定最低賃金の審議経過
(自動車・同附属品製造業専門部会)

1 審議経過

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月19日(木) 秋田県教育会館 15:00~15:50 ・公2労3使2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程、議題について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告 ・中小企業支援対策事業の説明
第2回 自動車 製造専門部会	10月1日(木) 合庁第1会議室 14:55~16:00 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第3回 自動車 製造専門部会	10月16日(月) 合庁第1会議室 15:00~15:25 ・公3労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>28円</u> 引上げて <u>873円</u> とすることを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

2 審議結果

- ① 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和元年 10 月 16 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会

部会長 堀 井 潤

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年 8 月 23 日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

白 木 智 昭
嶋 崎 善 章
堀 井 潤

(労働者代表委員)

佐 藤 伸 幸
高 橋 智 也
牧 野 正 人

(使用者代表委員)

倉 部 稻 穂
菅 原 勇 紀
堀 江 重 久

別 紙

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間873円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和元年12月25日



令和元年 10 月 16 日

秋田労働局長
甲斐三照 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年 8 月 23 日付け秋労発基 0823 第 4 号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のとおり結論に達したので答申する。

（別紙省略）

令和元年度特定最低賃金審議経過
(自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業専門部会)

1 審議経過

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月19日(木) 秋田県教育会館 15:00~15:50 ・公3労3使3	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程、議題について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告 ・中小企業支援対策事業の説明
第2回 自動車 小売専門部会	10月16日(水) 合庁第1会議室 9:25~10:45 ・公2労3使2 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的な考え方と金額提示、金額審議
第3回 自動車 小売専門部会	10月23日(水) 第2合庁会議室 13:30~14:25 ・公3労2使2 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・時間額を <u>23円引上げて861円とする</u> ことを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

2 審議結果

- ① 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和元年 10 月 23 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車（新車）、自動車部分
品・附属品小売業最低賃金専門部会

部会長 白 木 智 昭

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品
小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年 8 月 23 日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

赤 坂 薫

白 木 智 昭

堀 井 潤

（労働者代表委員）

佐々木真司

佐藤和貴

保 坂 元

（使用者代表委員）

阿 部 聖 子

小 河 原 欣 也

佐々木俊幸

別紙

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車(新車)小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車(新車)小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間861円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和元年12月25日



令和元年 10 月 23 日

秋田労働局長
甲斐三照 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品
小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年 8 月 23 日付け秋労発基 0823 第 4 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

（別紙省略）

令和 2 年度 審議方針（案）

秋田地方最低賃金審議会

本審議会は、最低賃金法第 1 条の目的の達成のため、低賃金の労働者層に対する安全網の機能強化と労使の取組への補完等を目指した改正最低賃金法の趣旨、最近の各種統計資料や労使の意見聴取等によりの確に把握した秋田県の経済環境と賃金実態、並びに中央最低賃金審議会の審議状況及びその意見を踏まえて、主体的な意見を取りまとめることを期し、円滑な調査審議を進めるため令和 2 年度審議方針を次のように定める。

1 審議の効率化

(1) 審議会の運営等

ア 本審及び専門部会のほか、各側及び各側相互において必要に応じ随時意見を交換し、県内の産業経済・賃金水準の動向等実情把握に努力すること。

イ 必要に応じ合同専門部会を開催すること。

ウ 各側は、できる限り審議が長時間に及ぶことのないよう努力すること。
審議は、原則として午後 5 時までとし、やむを得ない場合でも午後 8 時頃までに終了すること。

エ 各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用すること。

オ 審議の実質的促進を図り、発効日を早めるように努力すること。

(2) 資料整備及び意見聴取等

各専門部会が必要と認める場合は、賃金の実態及び動向を的確に把握できるような資料を求めるとともに、意見聴取等を行うこと。

2 除外賃金

精皆勤手当、通勤手当、家族手当の 3 手当は、最低賃金の対象となる賃金から除外すること。

3 最低賃金額の設定様式

適用地域については、全県一本とすること。

令和2年度 審議会等開催予定・素案

月 日	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		2 月		月 日
	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		
1	月		水	第1回本審	土		火		木	第2回特定最賃専門部会	月		1
2	火		木		日		水		金		火		2
3	水		金		月		木		土		水		3
4	木		土		火		金		日		木		4
5	金		日		水	第3回地賃専門部会 第3回本審 (10月1日発効期限)	土		月		金		5
6	土		月		木	(予備)	日		火		土		6
7	日		火		金		月		水		日		7
8	月		水		土		火		木	第3回特定最賃専門部会	月		8
9	火		木		日		水		金		火		9
10	水		金		月		木		土		水		10
11	木		土		火		金	特定最賃合同専門部会	日		木		11
12	金		日		水		土		月		金		12
13	土		月		木		日		火		土		13
14	日		火		金		月		水		日		14
15	月		水		土		火		木		月		15
16	火	第1回公益委員会議	木		日		水		金		火		16
17	水		金		月		木		土		水		17
18	木		土		火		金		日		木	第5回本審	18
19	金		日		水		土		月		金		19
20	土		月		木		日		火		土		20
21	日		火		金	第4回本審(異議審) 第1回特別小委員会	月		水		日		21
22	月		水		土		火		木		月		22
23	火		木		日		水		金		火		23
24	水		金		月	(予備)	木		土		水		24
25	木		土		火		金	第2回特定最賃専門部会	日		木		25
26	金		日		水		土		月		金		26
27	土		月	第2回本審 第1回地賃専門部会	木		日		火		土		27
28	日		火		金		月		水		日		28
29	月		水		土		火		木				29
30	火		木		日		水		金				30
31			金	第2回地賃専門部会	月				土				31

令和2年度答申日別最短効力発生予定一覧表

令和2年8月

答申日(要旨公示日)		異議申出締切日		官総持込日(14:00まで)		官報公示日		発効予定日	
8月1日	(土)	8月17日	(月)	8月18日	(火)	8月27日	(木)	9月26日	(土)
8月2日	(日)	8月17日	(月)	8月18日	(火)	8月27日	(木)	9月26日	(土)
8月3日	(月)	8月18日	(火)	8月19日	(水)	8月28日	(金)	9月27日	(日)
8月4日	(火)	8月19日	(水)	8月20日	(木)	8月31日	(月)	9月30日	(水)
8月5日	(水)	8月20日	(木)	8月21日	(金)	9月1日	(火)	10月1日	(木)
8月6日	(木)	8月21日	(金)	8月24日	(月)	9月2日	(水)	10月2日	(金)
8月7日	(金)	8月24日	(月)	8月25日	(火)	9月3日	(木)	10月3日	(土)
8月8日	(土)	8月24日	(月)	8月25日	(火)	9月3日	(木)	10月3日	(土)
8月9日	(日)	8月24日	(月)	8月25日	(火)	9月3日	(木)	10月3日	(土)
8月10日	(月)	8月25日	(火)	8月26日	(水)	9月4日	(金)	10月4日	(日)
8月11日	(火)	8月26日	(水)	8月27日	(木)	9月7日	(月)	10月7日	(水)
8月12日	(水)	8月27日	(木)	8月28日	(金)	9月8日	(火)	10月8日	(木)
8月13日	(木)	8月28日	(金)	8月31日	(月)	9月9日	(水)	10月9日	(金)
8月14日	(金)	8月31日	(月)	9月1日	(火)	9月10日	(木)	10月10日	(土)
8月15日	(土)	8月31日	(月)	9月1日	(火)	9月10日	(木)	10月10日	(土)
8月16日	(日)	8月31日	(月)	9月1日	(火)	9月10日	(木)	10月10日	(土)
8月17日	(月)	9月1日	(火)	9月2日	(水)	9月11日	(金)	10月11日	(日)
8月18日	(火)	9月2日	(水)	9月3日	(木)	9月14日	(月)	10月14日	(水)
8月19日	(水)	9月3日	(木)	9月4日	(金)	9月15日	(火)	10月15日	(木)
8月20日	(木)	9月4日	(金)	9月7日	(月)	9月16日	(水)	10月16日	(金)
8月21日	(金)	9月7日	(月)	9月8日	(火)	9月17日	(木)	10月17日	(土)
8月22日	(土)	9月7日	(月)	9月8日	(火)	9月17日	(木)	10月17日	(土)
8月23日	(日)	9月7日	(月)	9月8日	(火)	9月17日	(木)	10月17日	(土)
8月24日	(月)	9月8日	(火)	9月9日	(水)	9月18日	(金)	10月18日	(日)
8月25日	(火)	9月9日	(水)	9月10日	(木)	9月23日	(水)	10月23日	(金)
8月26日	(水)	9月10日	(木)	9月11日	(金)	9月24日	(木)	10月24日	(土)
8月27日	(木)	9月11日	(金)	9月14日	(月)	9月25日	(金)	10月25日	(日)
8月28日	(金)	9月14日	(月)	9月15日	(火)	9月28日	(月)	10月28日	(水)
8月29日	(土)	9月14日	(月)	9月15日	(火)	9月28日	(月)	10月28日	(水)
8月30日	(日)	9月14日	(月)	9月15日	(火)	9月28日	(月)	10月28日	(水)
8月31日	(月)	9月15日	(火)	9月16日	(水)	9月29日	(火)	10月29日	(木)

* 10月1日発行とする場合は、8月5日までに答申要旨を公示する必要がある。

秋田地方最低賃金審議会運営規程

(昭和34年12月17日審議会決定)
 (平成8年3月18日一部改正)
 (平成10年3月5日一部改正)
 (平成13年8月27日一部改正)
 (平成14年5月13日一部改正)
 (平成22年7月5日一部改正)

(規程の目的)

第1条 秋田地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、秋田地方最低賃金審議会会長(以下「会長」という。)が必要と認めたとときのほか、秋田労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益を代表する委員各1名を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。ただし、会長が選任されるまでは、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知する。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第5条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときには、委員でない者の説明または意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長が指名した委員2名が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録の1部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、専門部会等について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときには、答申書、建議書又は議決書の写しを付してその都度局長に送付するものとする。

(小委員会等の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付 則

この改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

秋田地方最低賃金審議会 専門部会運営規程

(平成 7年 5月12日審議決定)
(平成 8年 3月18日一部改正)
(平成10年 3月 5日一部改正)
(平成13年 8月27日一部改正)
(平成14年 5月13日一部改正)

(規程の目的)

第1条 秋田地方最低賃金審議会に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(委員の定数)

第2条 最低賃金専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織する。

(会議の招集等)

第3条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、各専門部会の部会長(以下「部会長」という。)が必要と認めたとときのほか、秋田労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知する。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第5条 部会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、秋田地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

付 則

この規程は、平成14年5月13日から施行する。

秋田地方最低賃金審議会運営小委員会 運 営 要 領

(昭和62年4月30日 審議決定)

- 1 秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、「秋田地方最低賃金審議会運営小委員会」(以下「運営小委員会」という。)を設ける。
- 2 運営小委員会は、「審議方針」の決定等審議会の運営に関する事項の審議を行う。
- 3 運営小委員会は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3名をもって構成する。
各委員は、審議会の議決により会長が指名する。
- 4 公益を代表する委員のうち1名は、委員の互選により運営小委員長となり、会議を招集する。
運営小委員長に事故あるときは、あらかじめ右記 の例により互選された者が運営小委員長の職務を代理する。
- 5 運営小委員会において委員が発言する場合には、運営小委員長の許可を得るものとする。
- 6 運営小委員会において調査審議した事項については、その結果を速やかに審議会に報告するものとする。
- 7 委員が欠席する場合は、その旨を事前に運営小委員長に報告するものとする。
- 8 この要領に定めのないものについては、運営小委員長が必要に応じる小委員会に諮ったうえ定めるものとする。

付 則

この運営要領は昭和62年4月30日から施行する。

最低賃金法

(目的)

第 1 条

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(地域別最低賃金の改正等)

第 12 条

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(会長)

第 24 条

最低賃金審議会に会長を置く。

- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会等)

第 25 条

最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

(3項、4項 略)

- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(6項 略)

最低賃金審議会令

(会議)

第 5 条

審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の三分の二以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(3 項 略)

(最低賃金専門部会)

第 6 条

(1 項 ~ 4 項 略)

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(6 項、7 項 略)